

会員規約

- 第1条 当会の名称は「サロン・ドウ・サンライズエクスプレスクラブ」とする。
- 第2条 当会は株式会社日出並びにそのショップであるサロン・ドウ・サンライズエクスプレスが製作した16番ゲージ鉄道模型レイアウトを使用することの出来る会員を募集し、入会審査を実施し、会員を登録し、その運営をすることを目的とする。会員の総数は20名を上限とする。
また、遅滞なくレイアウトを使用出来るようにサービスを提供する為に事務局を設置する。
事務局はクラブ運営者であるサロン・ドウ・サンライズエクスプレスの店長とする。
- 第3条 当会の補助的な目的は16番ゲージ鉄道模型愛好者相互の親睦並びに模型製作、運転等に係わる技術・情報の交換等である。
- 第4条 当会の会員は16番ゲージ鉄道模型の趣味を有する者とし、年齢18歳以上で会費の支払い能力を持つ者とする。性別、国籍は問わない。但し、反社会的な行動を行う組織や個人は会員として登録出来ない。
- 第5条 当会に入会しようとする者は、当会の趣旨に賛同し、その会費を納める意思がある者とする。規約を承認し、所定の手続きをするものとする。
所定の手続きとは、会員規約を認証したことを宣誓する文書への署名、会員の登録に必要な、人定確認の書類への記入、会員登録証の発行及びその送付、会費の納入である。
- 第6条 当会の会員としての権利の行使の期間については、入会の日から6カ月以内とする。
但し、その更新はこれを妨げない。また、現在の有効な期間内に更新の意思を事務局宛に申し出ること。会員の権利の行使期間を失効した後に申し出て、且つその時に会員になりたいと申し出ている者、つまり入会待機者が居る場合には更新が出来ない。但し、欠員が発生した時点では再度会員として登録出来るものとする。
また、会の趣旨に相応しくない言動(犯罪行為を含む)をとる会員については、事務局、他の会員との協議により、口頭注意あるいは除名処分(強制退会)を行うものとする。
- 第7条 会員の退会について、退会は会員の自由意思により退会の申出が出来るものとする。
尚、当会事務局宛の申し出により確定する。但し、6カ月に満たない途中退会は出来ない。
会費の途中返金も出来ない。
- 第8条 会費は以下のとおりとする。

会員会費 60,000円(1カ月10,000円で6カ月分先納)



会員規約

第9条 会費の納入は第5条の所定手続き中の会員登録の為された時点、つまり会員登録証の発行後この登録証と共に送付された請求書により、会員本人が銀行振込みにより行う。

会費の納入が確認出来ない時点に於いては登録証を呈示しても入場出来ない場合がある。

第10条 会員本人以外の者はレイアウト場内には入場出来ない。会員の帯同者も同様である。

第11条 レイアウト及びショップの運用方法、免責事項については、以下の各号に示す。

第1項 入場については、ショップの営業日のみ可能とする。営業日は各月とも変動があるので必ず事前に確認すること。

第2項 レイアウトの使用可能時間帯については、ショップの営業時間内とする。

第3項 レイアウトのご利用案内を別途ショップ内、HP等に掲示する。

第4項 日により複数の会員が入場する場合がございますので、番線指定で入場したい場合は予め事務局に予約を申し入れること。

第5項 レイアウト場内及びショップ内での飲食は出来ない。但し、ショップ内の会議用スペースにて持参のお茶・コーヒー等で休憩を取ることは出来る。尚、必ず持ち帰ること。

第6項 建物館内は禁煙である。喫煙する場合は館外に出て所定の場所で行うこと。

第7項 退場、退館時間は厳守であるのでご協力願いたし。

第8項 年2回ほど大規模メンテナンスが行われる。その日は定まってないが、臨時休業となる。

第9項 レイアウトの保守点検については適時実施するが、季節要因により温度・湿度の変動等で走行に堪えない状態も想定されるので、その様な場合、臨時に使用不能となる場合がある。

第10項 第8項、第9項に因って発生した事故（車輛の転倒・毀損）についてはこれを保証しない。

第11項 その他、個人の運転、取扱いによる持ち物の毀損についても保証しない。

第12項 会員によるレイアウトを含む館内施設の設備の毀損は状態を判断した上で必要とあればその損害を請求することがある。

第12条 1. 本規約は平成29年4月1日から施行する。

2. 規約一部を平成29年4月17日に加筆訂正した。

平成29年4月17日

サロン・ドゥ・サンライズエクスプレスクラブ
同事務局

